

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年2月3日から令和4年2月28日までの回答)

デジタル基盤ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
14. 税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	検討を予定	◎	1
16. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	【厚生労働省】 その他 【経済産業省】 対応	◎	2
デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	対応	◎	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタル基盤WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	14. 税務署からの書面の口座振替依頼の電子化
具体的内容	税務署からの納税に係る口座振替依頼について、書面を廃止し電子化する。
提案理由	<p>○国税の振替納税(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。</p> <p>(注)納税者名義の預貯金口座から、口座引落としにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。</p> <p>○しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において期日管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。</p> <p>○期限超過分についても、書面ではなく、事務センター等にデータ形式で送付する方法に一元化されれば、銀行はもとより、税務署においても口座振替依頼書の作成事務の軽減や郵送費用の削減等につながると思われる。</p> <p>○昨年度要望に対し、財務省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	財務省
制度の現状	国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残り約3%が書面の納付書を金融機関に送付しています。	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>書面の納付書を送付しているのは、振替対象件数が少ない消費税中間分などであり、DVDを利用したデータ交換方式による更なる集約処理には、媒体作成コストに加え、運送等のコストが双方で必要となります。</p> <p>このため、国税庁としては、e-Taxを活用したオンラインでのデータ交換方式を導入し、未利用の金融機関へ更なる勧奨を実施しているところです。</p> <p>口座振替事務の電子化に当たっては、一部の金融機関において、新たにシステム費用等も生じるものと承知していますが、費用対効果等の観点からも、e-Taxを活用したオンラインでのデータ交換方式の利用率の向上にご協力をお願いします。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	16. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化
具体的内容	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。 特殊業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。
提案理由	○小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○これらの共済制度の実施主体である中小企業基盤整備機構や勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○また、特殊業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法(ペイジーまたは口座振替)による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながる。
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

所管省庁	厚生労働省経済産業省
制度の現状	【厚生労働省】 【中小企業退職金共済制度について】 ○ 中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口へ提出して行います。 ○ 特定業種退職金共済制度は、期間雇用従業員が事業の運営の主体となっている業種又は事業が季節的要因に著しい影響を受ける等事業運営上の理由から期間雇用従業員に依存するところが大きい業種において、特定の企業との関係を離れた業界退職金共済制度として、昭和39年に設立された制度です。現在は上記の業種として建設業、清酒製造業及び林業が指定されています。 特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者(事業主)が金融機関窓口で共済証紙(日額)を購入し、被共済者(労働者)に賃金を支払う都度、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によることとされておりましたが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法(ペイジーまたは口座振替)による納付が可能となっています。 【経済産業省】 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度に加入を希望する方は、中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」)と業務委託契約を締結している金融機関等(以下「委託機関」)の窓口へ申込書を提出します。委託機関の窓口で本人確認を行い、確認済の申込書を委託機関から中小機構へ送付していただいています。現在は、加入を希望の方がオンラインで中小機構に直接申込みをすることはできず、すべて委託機関を経由して申込みをしていただいています。
該当法令等	中小企業退職金共済法第44条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日厚生労働省告示第191号
対応の分類	【厚生労働省】その他【経済産業省】対応
対応の概要	【厚生労働省】 【中小企業退職金共済制度について】 ○ 中小企業退職金共済の掛金は、共済契約者の口座からの引き落としにより納付いただくことから、新規加入を希望される事業主の方には、新規申込みと同時に金融機関届出印の押捺された口座振替依頼書を提出いただいているところです。このため、申込みのオンライン化につきましては、書面以外の方法による口座振替依頼への対応と併せて検討する必要があります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目
具体的内容	「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・オンライン化
提案理由	新規加入時、加入希望者自身が預金口座のある金融機関に赴き、事前押印を求める「金融機関口座確認印」を廃止されたい。また、規制改革実施計画(2021年6月18日)において、「短期間でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する」とされていることから、掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続について、オンライン化を早急に実現されたい。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>中小企業倒産防止共済と小規模企業共済に係る手続は全て紙であり、電子申請に対応していません。中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済に加入を希望される方(以下「申込者」)は、委託機関(金融機関、商工団体等)からお申込みいただきます。商工団体等で受付ける場合、事前に申込者に「掛金口座振替申出書」を金融機関に提出いただき、金融機関は申込者の口座を確認して口座振替設定手続を行った後、「掛金口座振替申出書」に確認印を押印して申込者に返却、申込者から商工団体等へ提出していただくこととなっています。また、「掛金月額変更申込書」、「掛金前納申出書」については、申込者から委託機関へ提出していただくことになっています。</p>	
該当法令等	-	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>中小機構では、オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年10月25日)に基づき、令和5年度中にオンラインで掛金の口座振替手続を実現するために調達に向けた準備を進めています。オンラインで口座振替手続を行う場合には、「金融機関口座確認印」は不要となります(法人口座を除く)。 なお、法人口座の振替手続については、金融機関の対応状況を注視して参ります。 また、「掛金月額変更申込書」、「掛金前納申出書」など加入後の契約保全手続については、上記基本計画に基づき、令和5年度中にオンライン化を実現するために調達に向けた準備を進めています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---